6　特別対象協同組織金融機関等が第四項の規定による認定を受けた場合には、特別経営強化計画を第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、特別経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、第四項の規定による認定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章（同項を除く。）、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条第二項	当該決定	第三十四条の五第四項の規定による決定
第二十八条第三項	第一項の規定による決定について	第三十四条の九の五第四項の規定による決定について、第八条第一項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあっては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）の規定による決定について
	（第一項）	（第三十四条の九の五第四項）
第三十条第一項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関	第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
第三十条第二項	次に	第三号、第五号及び第六号に
第三十条第二項第三号	第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されているときは、当該	記載されている第四条第一項第七号に規定する
第三十条第三項	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項
第三十条第六項	第二項中「次に	第二項中「第三号、第五号及び第六号に
第三十一条第一項及び第三十二条	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項
第三十三条第一項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等（当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関に係る取得等について第二十五条第一項若しくは第二号の規定により同条第二項に定める事項を記載したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）の取得等に係る第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等	協定銀行が当該信託受益権等の第一項に規定する特別経営強化計画に係る第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定銀行が当該信託受益権等の取得等をした場合

第三十三条第二項	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第四条第一項第七号並びに第三十四条の九の八第一項第一号及び第二号
第三十四条第一項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第三十四条第三項	第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあっては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）の見通し	第四条第一項第七号並びに第三十四条の九の八第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに収益の見通し
第三十四条第四項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第五号に掲げる要件
第三十四条第四項第三号	第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されているときは、当該方策	記載された第四条第一項第七号に掲げる方策
第三十四条第十項の表第三十条第一項の項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関	第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
第三十四条第十項の表第三十条第三項の項及び第三十一条第一項の項	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項
第三十四条第十項の表前条第一項の項中欄	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等（当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関に係る取得等について第二十五条第一項若しくは第二号の規定により同条第二項に定める事項を記載したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）の取得等に係る第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等	協定銀行が第三十四条の九の八第一項に規定する特別経営強化計画に係る第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定銀行が当該信託受益権等の取得等をした場合